

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 5 月31日

【会社名】 サクサホールディングス株式会社

【英訳名】 SAXA Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 丸井 武士

【本店の所在の場所】 東京都港区白金一丁目17番3号 NBF プラチナタワー

【電話番号】 03-5791-5511

【事務連絡者氏名】 財務部長 長谷川 正治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区白金一丁目17番3号 NBF プラチナタワー

【電話番号】 03-5791-5511

【事務連絡者氏名】 財務部長 長谷川 正治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年5月31日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項および第2項の監査証明を行う会計監査人の異動について決議し、同日開催の取締役会において、当該議案を2021年6月29日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る会計監査人の名称

就任する会計監査人の名称
東光監査法人
退任する会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

2021年6月29日(第18回定時株主総会開催予定日)

(3) 退任する会計監査人が会計監査人となった年月日

1962年5月26日

(4) 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

2020年10月12日に提出した第17期内部統制報告書に関して、財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示したことに対し、適正に表示している旨の独立監査法人の内部統制監査報告書を受領しております。

2020年10月12日に提出した第17期有価証券報告書ならびに第13期、第14期、第15期および第16期の有価証券報告書の訂正報告書に関して、「前連結会計年度の連結財務諸表に対する監査における重要な拠点の見直しにより重要な拠点となった連結子会社については、前連結会計年度の期首の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。そのため、一部の連結子会社の棚卸資産については、その実在性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。」旨の限定付適正意見を表明した独立監査法人の監査報告書を受領しております。

2020年10月12日に提出した第15期(第2四半期、第3四半期)、第16期(第1四半期、第2四半期、第3四半期)および第17期(第1四半期、第2四半期、第3四半期)の各四半期報告書の訂正報告書に含まれる四半期連結財務諸表に関して、と同様の理由で、「一部の連結子会社の棚卸資産については、その実在性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。この影響は棚卸資産、売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。」旨の限定付結論を表明した独立監査法人の四半期レビュー報告書を受領しております。

また、第18期(第1四半期、第2四半期、第3四半期)の各四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表に関して、と同様の理由で、「前連結会計年度の四半期連結累計期間の売上原価等に修正が必要かどうかについて判断することができず、前連結会計年度の四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。当該事項が当連結会計年度の四半期連結累計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。この影響は前連結会計年度の四半期連結累計期間の売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、前連結会計年度の四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。」旨の限定付結論を表明した独立監査法人の四半期レビュー報告書を受領しております。

(5) 異動の決定または異動に至った理由および経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月29日開催予定の第18回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、2020年10月12日付で不適切な会計処理に伴う過年度決算に関する訂正報告書等を提出し、また、同日、「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」を公表し、当該不備を前提とした通常の監査内容以上の監査手続きが必要な状況が続いております。さらに、同年12月4日付で株式会社東京証券取引所に「改善報告書」を提出し、同報告書に基づく改善措置を実施しております。

このような状況の中、現会計監査人から来期の受嘱にあたり、必要な監査リソースが確保できないことを理由に2021年6月29日開催予定の当社第18回定時株主総会終結の時をもって退任したい旨の申し出があり、当社の監査役会は新たな会計監査人の検討を行ったところ、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人としての品質管理体制、専門性、独立性および監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、東光監査法人が当社に適した効果的かつ効果的な監査業務を遂行できると判断したため、同法人を会計監査人として選任することといたしました。

(6) 上記(5)の理由および経緯に対する意見

退任する会計監査人の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

以 上